

## 被害者不詳の自転車盗等事件処理要綱の制定について

(平成18年7月26日例規刑企第56号)

職務質問等により、自転車を窃取してきた旨の自供を得たものの、必要な捜査を遂げても被害者が判明しない場合における被害者不詳の自転車盗等事件を適正に処理した上、検察庁へ速やかに事件送致するための必要な事項を定めたものである。